

横浜市記者発表概要

令和2年9月29日
教育委員会事務局
南部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	横浜市立学校
被 処 分 者	学校事務職員（臨時的任用職員・女性 60代）
処 分 日	令和2年9月29日（火）
処 分 内 容	減給10分の1 6月
監 督 者 責 任	校長・厳重注意
概 要	当該事務職員は、臨時的任用職員として任用された令和元年10月10日から令和2年8月22日までの間、勤務時間外に2つの営利企業（不動産会社と個別指導塾）に無断で従事し、合計約23万円の収入を得ていた。 また、任用される際に提出した登録申込書等の経歴について、一部虚偽の記載をしていた。

2 南部学校教育事務所長コメント

本市教職員がこのような不祥事を起こしたことについて深くお詫び申し上げます。
本件は本市教育の信用を失墜する許されない行為であり、市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に全力で取り組んでまいります。

お問合せ先	
南部学校教育事務所教育総務課	Te1 045-843-6406